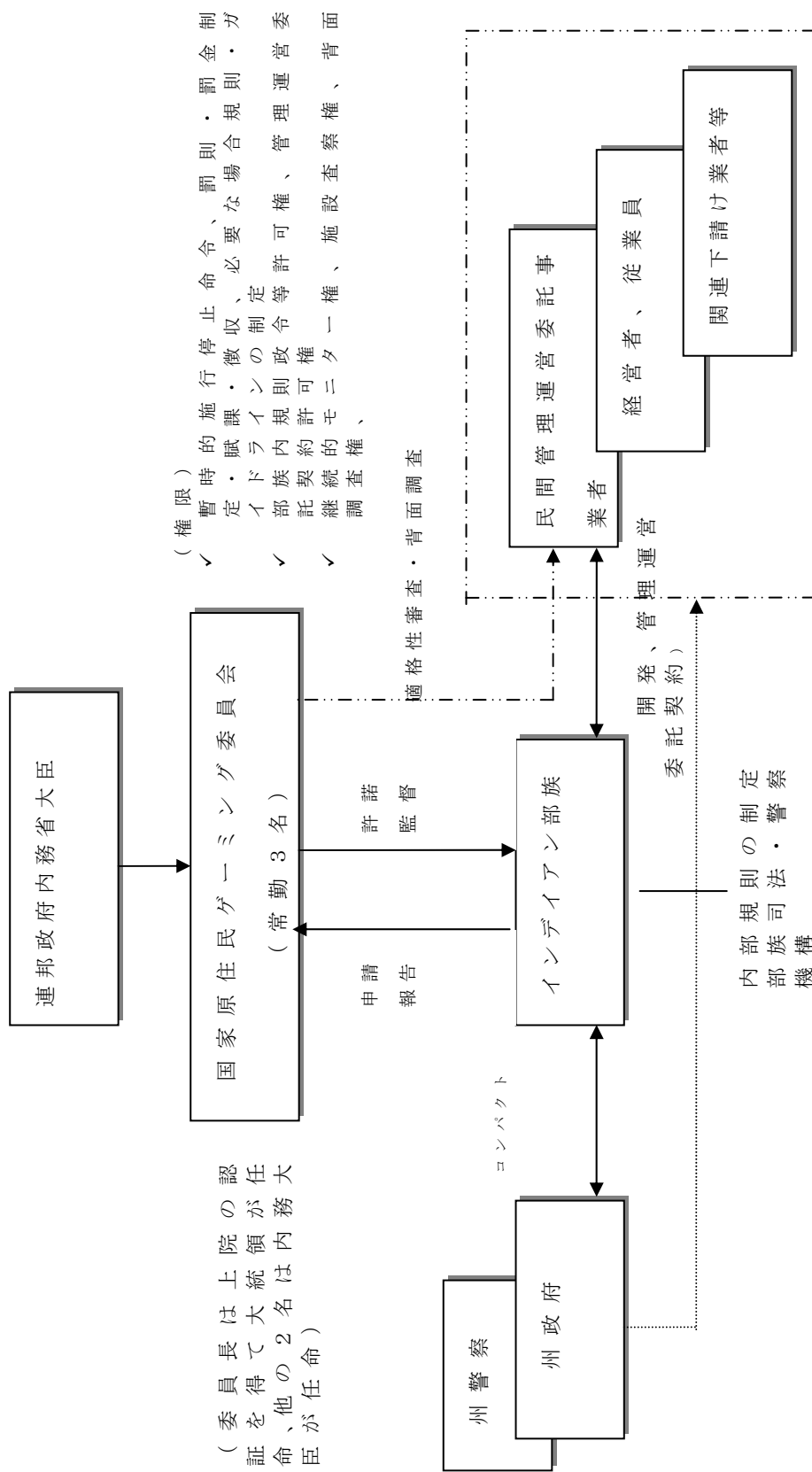


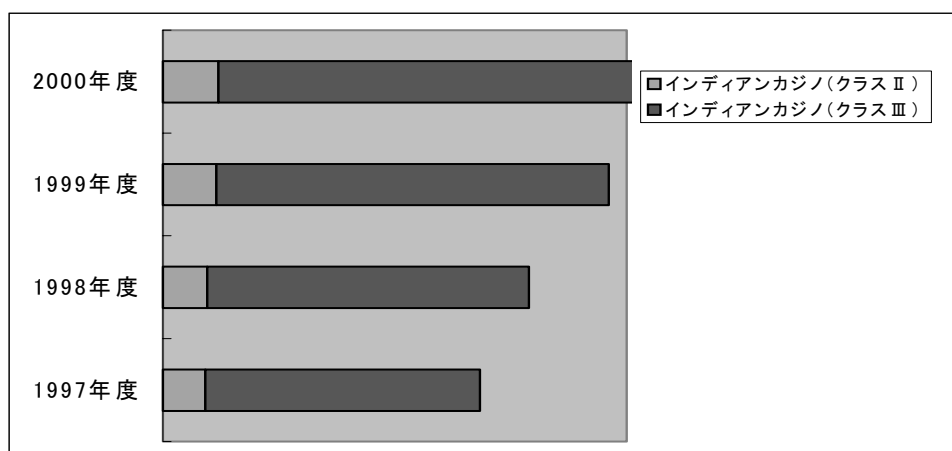
図表 3-1-1 米国・連邦原住民ゲーミング管理法（IGRA）における規制・管理組織



図表 3-2 インディアンカジノ粗利益の時系列的変化（単位 100 万 \$）

（出典 IGWB）

	1997 年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度
インディアンカジノ ノ（クラスⅡ）	913.1	954.2	1149.8	1198.1
インディアンカジノ ノ（クラスⅢ）	5920.1	6936.6	8464.9	9238.5



第2節 慈善目的のギャンブル

1. 歴史

植民地時代のアメリカは、本国のイギリスからの過酷な収奪を受け、それが独立戦争の主要因であったことは歴史に現れている次第である。「代表無くして課税無し」という政治的スローガンに代表されるように、当時のアメリカは宗主国であるイギリスから一方的に重い課税をされていた。その一方で政治的な代表を送れないこともあって、植民地内でのインフラ整備に対して向けられる費用は全く持って不十分であった。

そこで1612年には早くもバージニア支援のために、大英帝国内で宝くじが発売されている。バージニアや他の北アメリカ植民地では、自らの社会資本整備に対する「自発的課税 (Voluntary Tax)」的な意味合いを含めて、その後も「宝くじ」が自発的に発売され、橋、教会、学校、病院といった社会的インフラ建設のために供されていた。

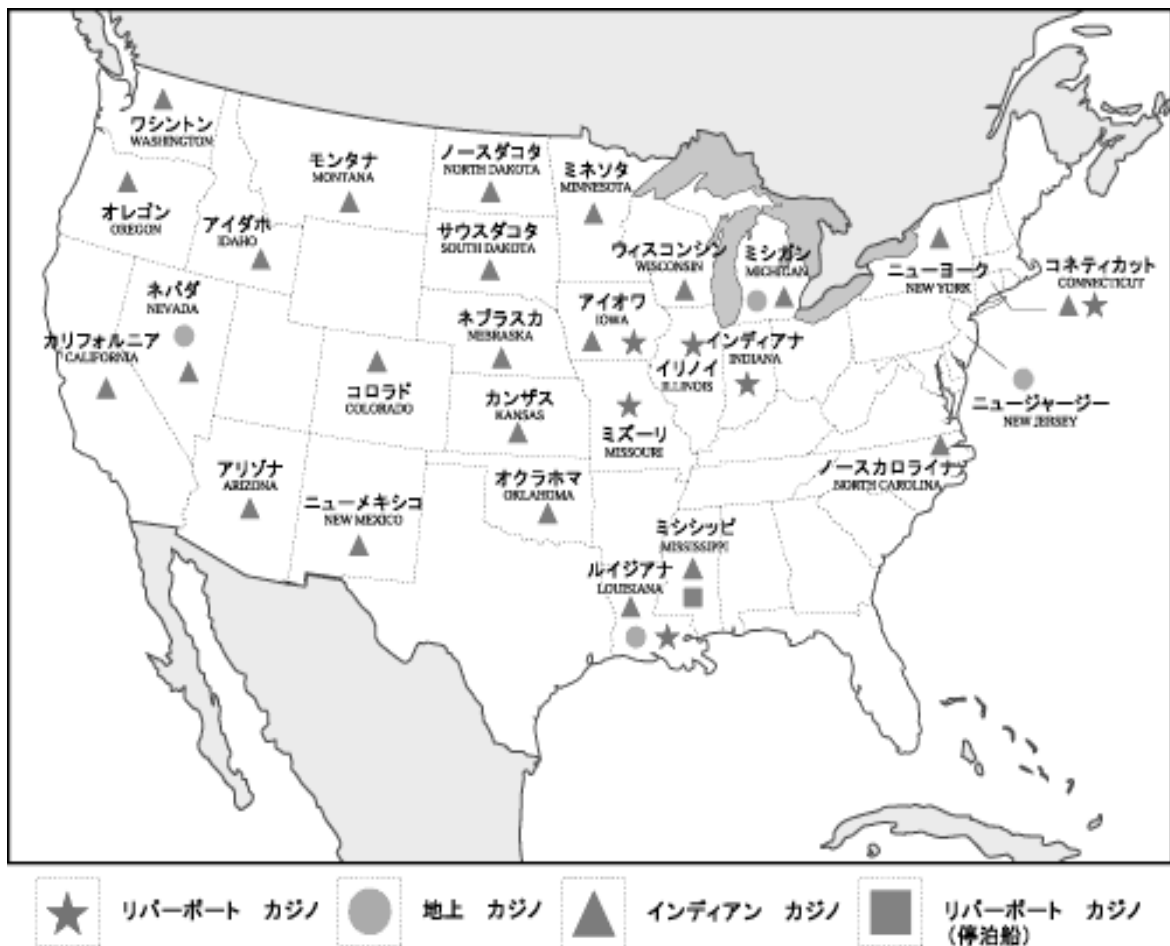
この当時から、強制的に賦課される租税的な「財政専売」としてのギャンブルではなく、「慈善目的のギャンブル (Charitable Gamble)」に通じる思想がアメリカにも発生していた。「宝くじ」はその後、欧州諸国と同様に不正の横行で禁止されることとなるが「慈善目的のギャンブル (Charitable Gamble)」の思想は現在も受け継がれている。金武創氏は、Clotfelter と Cook の著作を紹介し、これに関して整理を行っている (金武、2000)。

そこで紹介されているダグラスによる概念の拡大では、販売のスケールメリットを求めて、NPOではない全国組織がくじ類の発行等一切の運営業務を担い、全国のNPOに対してその収益を分配するといった形態のゲーミングにまで、「Charitable Gamble」の概念は拡大されている。

図表 3-3 全米カジノマップ

(出典：エース総合研究所 HP：<http://www.aclub.co.jp/ari/main.htm> より)

- ★ リバーポート・カジノ：クルーズすることを必須とする船内でカジノ。
- 地上カジノ：商業カジノ。
- ▲ インディアン・カジノ：インディアン・ゲーミング規制法令を基盤に、主権を持つインディアン居留区が管理運営。
- リバーポート・カジノ（停泊船）：川岸に停泊し、船内でカジノができるもの。



2. 現況

ダグラスによる定義の拡大とは別に、現在のアメリカのゲーミングにおいては、「Charitable Gamble」はいわゆるクラス I (Class I) のギャンブル（主に営利事業としてではなく慈善目的等で開催される小規模なゲーミング）に限定されている。そこでは、州毎に定められた一定の制限（販売地域や配当上限等）の下で、教会等の NPO に対して本来目的とする事業のための収益事業として、ギャンブルの主催者となることが認められている。著名な「PTA Monte Carlo nights」や、各地に散見できる「Las Vegas nights」のような小規模のギャンブルを伴う慈善目的のパーティーの施行者、即ち胴元にこれら NPO 団体になるのである。

あるいはインディアン・カジノの場合と同じように、これらの NPO 等は施行者となるものの、必ずしも直接の運営者となるわけではなく、その発行等の業務を他の民間営利事業団体等に委託することもできるのである。

岡部一明氏はアメリカにおける NPO のビジネス展開についてまとめているが（岡部 2002）、日本では NPO という場合、その範囲は極めて限定して考えられがちである。日本の場合、民法及び個別法に基づく非営利法人の制度が以前から存在し、そこから漏れる市民活動団体に対する法人制度として、NPO 法人制度が 1998 年に設けられた。そのために日本で NPO 法人とは、その新しい制度に該当するものに限定して考えられる傾向がある。

しかしアメリカでは、日本の公益法人に該当するもの一般が NPO として定義される。したがって医療、教育、福祉、宗教等に従事する非営利団体も全て NPO であり、その団体数は 160 万を超え、日本の株式会社の数に匹敵する。

岡部氏は NPO の行うビジネスを、(1)本来事業のビジネス化（NPO 本来の非営利目的活動での収益事業）、(2)本来外事業でのビジネス（バザーなど一時的な資金集め活動）、(3)分野の異なる事業だがなおかつ NPO 本来の目的に沿うもの、という 3 つに分類している。

(1)は本来事業に関する分野をコングロマリットで捉え、本来事業の中でも収益を上げられる分野では余剰をあげ、それを同じく本来事業のうちの非採算分野に充当する活動のことである。(3)は授産施設等に代表されるような、NPO

の本来の目的とは異なるも、それが本来目的に関連する事業を指す。そして(2)が一般に「ファンドレイジング（Fund Raising）（基金集め活動）」といわれるもので、バザーやホットドッグの販売等、資金集めのために目的外ビジネス活動を行うことが含まれる。

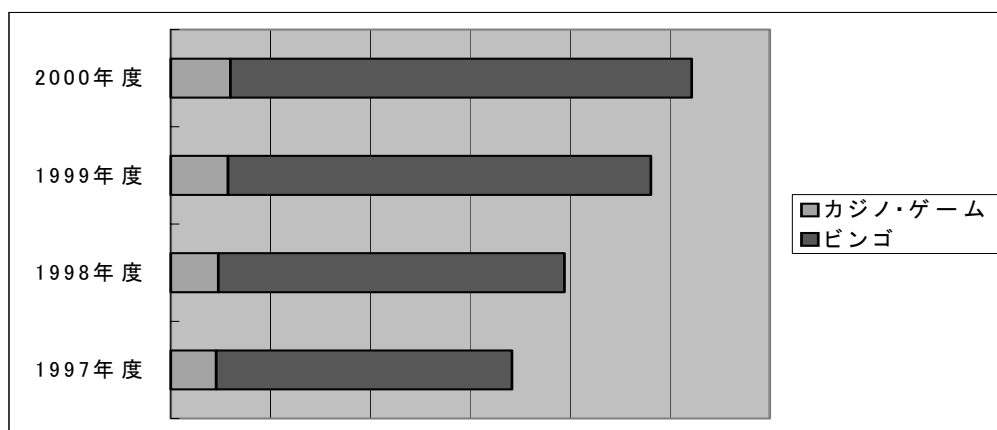
「慈善目的のギャンブル（Charitable Gamble）」はここに含まれ、ラッフル（Raffle）の発売やビンゴ（Bingo）の主催者となること等が行われている。また教会などが常設のビンゴ会場を設置して、いろいろな団体に資金集めの場を提供するような型も存在する。

例えばネブラスカ州（Nebraska）財務省（Department of Revenue）の Charitable Gaming に関する 2002 年の Annual Report によれば、同州の Charitable Gaming は「Bingo」の粗利益が 1,668 万\$、「Pickle Card」の粗利益が 6,830 万\$、「Lottery」が 318 万\$と「Ruffles」が 137 万\$、「郡（County）・市（City）の Lotteries」が 17,691 万\$となっていた。

これを全米で見ると、2000 年度における「Charitable Gamble」の粗利益は「Bingo」が 994.2 ミリオン\$、その他の「Charitable Games」が 1,483.8 ミリオン\$に上っている。

しかし、「Charitable Gamble」は現在、非常に多額の売り上げを誇る一方で、カジノ等ほどには厳格で緻密な監視システムが構築されていない故に不正や横領、詐欺等が横行し、それに対して批判が高まっているのも事実である。

図表 3-4 「慈善目的のギャンブル」粗利益の時系列的推移
（単位：100 万\$、出典：IGWB）



	1997 年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度
カジノ・ゲーム	913.1	954.2	1149.8	1198.1
ビンゴ	5920.1	6936.6	8464.9	9238.5